

**令和2年度 衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成について**  
**(全日本トラック協会)**

1. **対象事業者** 会費未納がない会員事業者（中小企業者に限る）とする。  
※中小企業とは、中小企業庁の解釈により、以下のいずれかとする。
  - ・資本金の額または出資の総額が3億円以下の会社
  - ・常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人

**令和2年9月末日（R2.7.16全ト協改訂）**
2. **助成対象期間** 令和2年4月1日～令和3年3月12日
3. **助成対象装置** 車両総重量3.5t以上、8t未満の千葉県内に使用の本拠を置く事業用貨物自動車に、国の「事故防止対策支援推進事業（先進安全自動車（ASV）の導入に対する支援）」の衝突被害軽減ブレーキ装置と同一の装置を装着し、支払い（割賦含む）又はリース契約が完了するものを助成対象とする。

**令和2年12月25日**
4. **申請受付期間** 令和2年6月1日～令和3年3月12日**必着**  
※但し、当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。
5. **申請方法** 以下の書類一式を提出すること。  
(全てA4サイズで作成)
  - (1) 令和2年度衝突被害軽減ブレーキ装置導入促進助成実績報告書
  - (2) 事業報告書の直近事業年度分の資本金、従業員数の記載があるページのコピー
  - (3) 装着車両一覧表
  - (4) 衝突被害軽減ブレーキ搭載証明書
  - (5) 領収書・インターネットバンキングの振込結果等のコピー
    - ※割賦の場合は、割賦販売契約書のコピー
    - ※リースの場合は、リース契約書のコピー（登録番号又は車台番号が記載されていない場合は、借受証又は物件受領書等のコピーも併せて添付）
  - (6) 装着車両の車検証のコピー
6. **助成金額** 1台当たり5万円。
7. **その他** 本助成事業の申請に関して、国の補助事業との併用は妨げない。